

9 リハビリテーション関係

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
心疾患リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料の施設基準を満たす</li> <li>訓練又は療法を行うにつき器械・器具を具備</li> <li>※ 平成16年改正 循環器科若しくは心臓血管外科を標榜する医療機関であり、緊急時に円滑な対応ができる体制が確保されていることという要件の追加。</li> </ul>	114 0	129 0	165 0	
総合リハビリテーション施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師が2名以上 等</li> <li>理学療法士数、作業療法士数、専用施設の広さ等に応じて、A及びBに区分</li> </ul>	A	603 2	712 7	806 6
		B	23 0	46 0	68 0
理学療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士の配置</li> <li>十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>医師、理学療法士の勤務体系、施設の広さ等に応じて、(Ⅱ)及び(Ⅲ)に区分</li> <li>※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更</li> </ul>	(Ⅱ)	3,678 719	3,711 763	3,718 832
		(Ⅲ)	746 568	730 689	725 775
作業療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、作業療法士の配置</li> <li>十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更</li> </ul>	(Ⅱ)	1,421 156	1,496 176	1,571 201
言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、言語聴覚士の配置</li> <li>十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>言語聴覚士数、専用施設数等に応じて、(Ⅰ)、(Ⅱ)に区分</li> <li>※ 平成16年改正 (Ⅲ)を新設</li> <li>(Ⅰ)、(Ⅱ)について、個別療法室又は集団療法室のいずれか一方のみの設置でも届出可能とした。</li> <li>早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更</li> </ul>	(Ⅰ)	250 20	352 23	433 28
		(Ⅱ)	1,400 131	1,552 166	1,636 199
		(Ⅲ)	— —	— —	83 22
難病患者リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師、専従の従事者</li> <li>専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>※ 平成16年改正 対象疾患を追加</li> </ul>		13 7	13 6	12 7

10 精神科専門療法

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成14年	平成15年	平成16年	
精神科作業療法	・専従の作業療法士1名以上 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	970 1	1,023 1	1,075 1	
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	489 120	512 135	544 148
		小規模なもの	382 214	407 223	432 235
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	91 59	96 67	100 72	
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	151 61	173 56	186 63	
医療保護入院等診療料 (平成16年新設)	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	— —	— —	1,027 0	

11 処置

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：うち症例数要件該当)		
		平成14年	平成15年	平成16年
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等 (年間実施件数20件未満の場合、所定点数の70%で算定) ※ 平成16年改正 副甲状腺を追加	101 39	107 30	(甲状腺) 115 25 (副甲状腺) 63 15

1 2 手術

	施設基準の説明	届出医療機関数（病院数）		
		平成14年	平成15年	平成16年
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	419	433	447
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	447	507	568
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	82	86	89
両室ペースメーカー移植術（平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	133
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	163	185	219
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	143	147	150
植込み型補助人工心臓（平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	0
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	766	804	828
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	380	399	404
経皮的中隔心筋焼灼術（平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	199
経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アブレーションによるもの）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	233	243	252
生体部分肝移植	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	54	58	62
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術（電池交換を含む）	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	(医療機関数) 2,983	(医療機関数) 2,989	(医療機関数) 2,923
大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	(医療機関数) 1,487	(医療機関数) 1,512	(医療機関数) 1,538

※ 上記手術については、施設基準に適合している限り所定点数を算定。

		施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
			平成14年	平成15年	平成16年
区分1	頭蓋内腫瘍摘出術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間50例(専門医の場合は30例)以上(平成14年については、年間30例(専門医の場合は18例)以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	838	669	661 1,419
	黄斑下手術等		427	407	425 871
	鼓室形成手術等		260	185	163 793
	肺悪性腫瘍手術等		503	401	398 1,613
	経皮的カテーテル心筋焼灼術等		129	110	130 651
区分2	靭帯断裂形成手術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間10例(専門医の場合は6例)以上(平成14年については、年間7例(専門医の場合は4例)以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	825	713	760 1,943
	水頭症手術等		971	907	941 1,401
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		183	122	134 751
	尿道形成手術等		784	738	855 1,328
	角膜移植術		120	104	109 488
	肝切除術等		1,042	962	1,015 1,950
	子宮附属器悪性腫瘍手術等		605	507	504 1,210

		施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
			平成14年	平成15年	平成16年
			区分 3	上顎骨形成術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間5例(専門医の場合は3例)以上(平成14年については、年間3例(専門医の場合は2例)以上) ※平成14年新設
上顎骨悪性腫瘍手術等	(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	(医科) 427 (歯科) 32		(医科) 361 (歯科) 53	(医科) 375 816 (歯科) 54 79
パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)		194		139	130 1,072
母指化手術等		(医科) 237 (歯科) 8		(医科) 198 (歯科) 10	(医科) 184 920 (歯科) 10 20
内反足手術等		79		59	60 917
食道切除再建術等		822		668	641 1,723
同種腎移植術等		94		86	90 443
	人工関節置換術	(平成15年まで) ・整形外科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有する常勤医師3名以上 ・年間50例以上(平成14年については、年間30例以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	537	402	418 2,190

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
		平成14年	平成15年	平成16年
乳児外科施設基準対象手術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児外科を標榜</li> <li>・年間20例以上(平成14年については、年間15例以上)</li> <li>※ 平成14年新設</li> </ul> <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし</li> <li>・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算</li> </ul>	23	33	32 224
心臓移植術及び心臓交換術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器科を標榜</li> <li>・循環器科の経験を5年以上有する常勤医師2名以上</li> <li>・常勤の臨床工学技士1名以上</li> <li>・年間30例以上(平成14年については、年間20例以上)</li> <li>・心臓電気生理学的検査を年間10例以上(平成14年については、年間7例以上)</li> <li>※ 平成14年新設</li> </ul> <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし</li> <li>・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算</li> </ul>	474	465	478 1,825
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓血管外科を標榜</li> <li>・心臓血管外科を専ら担当する常勤医師3名以上(うち5年以上の経験を有する常勤医師2名以上)</li> <li>・常勤の臨床工学技士1名以上</li> <li>・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上)</li> <li>※ 平成14年新設</li> </ul> <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし</li> <li>・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算</li> </ul>	239	202	194 639

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年については、上段：加算/下段：減算なし)		
		平成14年	平成15年	平成16年
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	(平成15年まで) ・循環器科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有す常勤医師2名以上(うち10年以上の経験を有す常勤医師1名以上) ・5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師1名以上 ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	649	631	671 1,204

注) 平成14年の区分1～3は、平成14年11月1日現在の届出状況である。  
 また、平成14年においては、症例数の激変緩和措置が行われている。

### 1.3 麻酔

	施設基準の説明	届出医療機関数		
		平成14年	平成15年	平成16年
麻酔管理料	・算定する旨を社会保険事務局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2,410	2,560	2,622

### 1.4 放射線治療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師の配置 ・十分な機器、施設の保有	394 1	409 0	416 1
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	(医療機関数) 492	(医療機関数) 511	(医療機関数) 539
直線加速器による定位放射線治療(平成16年新設)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師、常勤診療放射線技師、機器の精度管理を担当する者の配置 等	—	—	(医療機関数) 79

15 歯科関係

	施設基準の説明	届出医療機関数			
		平成14年	平成15年	平成16年	
病院歯科初診料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師が常時2名以上 等</li> <li>・紹介率、規定する手術の症例数に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	1	296	317	346
		2	27	27	23
かかりつけ歯科医初診料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師が常時1名以上</li> <li>・補綴物維持管理料の届出</li> <li>・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保 等</li> </ul>		59,863	61,476	63,001
感染予防対策管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関</li> <li>・感染予防対策委員会を月1回程度定期的に開催</li> <li>・感染予防対策委員会による感染対策マニュアルの作成 等</li> <li>※ 平成16年改正 病院歯科感染予防対策管理料から名称変更</li> </ul>		225	236	263
病院歯科共同治療管理料(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関</li> <li>・症例検討室等の必要な構造設備の保有</li> <li>・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保 等</li> </ul>		84	107	115
歯科治療総合医療管理料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具 等</li> </ul>		—	—	7,649
地域医療連携体制加算 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・緊急時の連携体制の確保 等</li> </ul>		—	—	5,932
歯周疾患継続治療診断料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・十分な体制の整備</li> </ul>		53,753	55,774	57,393
歯科口腔継続管理治療診断料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・常勤の歯科衛生士又は看護師1名以上の配置</li> </ul>		—	—	22,507
補綴物維持管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険医療機関</li> </ul>		64,994	66,184	66,979



1.6 その他（入院時食事療養の基準等に係る届出状況）

	基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成14年	平成15年	平成16年
入院時食事療養（Ⅰ）	・栄養士により行われている	8,842	8,796	8,755
	・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	1,936	2,029	2,084
特別管理	・管理栄養士により行われている	7,235	7,406	7,547
	・適時・適温の食事療養が行われている 等	413	469	492